

◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

平成24年9月23日執行予定の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年9月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 被登録資格決定基準日 平成24年9月13日  
（ただし、年齢については、平成24年9月23日とする。）
- 2 登 録 日 平成24年9月13日
- 3 縦 覧 期 間 平成24年9月14日